

議案第70号

久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第139号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

第3条第2項第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者であって、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の久喜市長の認定を受けた場合はこの限りでない。

第4条中「「一部負担金等」という。」の次に「第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金等を除く。」を加える。

第8条第4項中「埼玉県社会保険診療報酬支払基金」を「社会保険診療報酬支払基金埼玉支部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条第2項第3号の改正規定 平成26年10月1日

(2) 第8条第4項の改正規定 公布の日

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項第4号の規定は、この条例施行の際現にこの条例による改正前の第2条第1項に規定する重度心身障害者である者については、適用しない。

平成26年9月2日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正等に伴い、この案を提出するものであります。